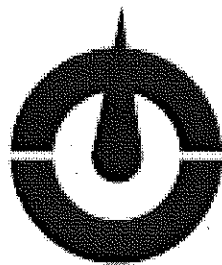


# 計量行政の概要

(平成28年版)



高知県計量検定所

(\*) 計量法：平成4年5月20日法律第51号（全面改正公布）  
平成5年11月1日施行  
平成12年4月地方分権一括法施行に伴う計量法改正  
（機関委任事務から自治事務へ）

# 目 次

## I 概 要

1	計量行政の概要	1
2	沿 革	1
3	機構及び組織	2
4	歳入・歳出	3

## II 業務の概要

1	計量関係事業の届出・登録及び指定	5
2	計量関係事業者	7
3	検定等	8
4	基準器検査	10
5	実用基準分銅の検査及び調整	10
6	計量証明検査	11
7	定期検査	12
8	立入検査	14
9	適正計量の普及啓発	15

# I 概 要

## 1 計量行政の概要

高知県計量検定所では、計量法の「適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与する」ことを目的に次の業務を行っています。

- (1) 計量に関する事業の登録及び届出
- (2) 特定計量器の検定
- (3) タクシーメーター装置検査
- (4) 基準器検査
- (5) 計量証明検査
- (6) 特定計量器の定期検査
- (7) 計量に関する立入検査
- (8) 計量管理の推進指導
- (9) 計量思想の普及啓発活動
- (10) 計量に関する相談及び指導
- (11) その他計量に関すること

所管区域は県下全域ですが、「高知市」は昭和42年3月に「特定市」として国の指定を受けており、管内の特定計量器の定期検査及び立入検査を独自に実施しています。

## 2 沿 革

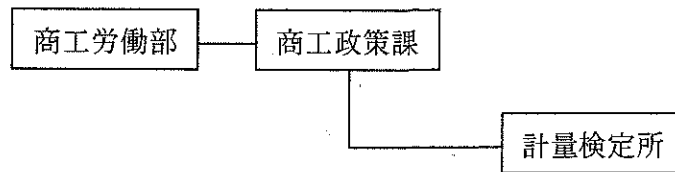
明治8年8月に「度量衡取締条例」が、ついで明治24年3月に「度量衡法」が制定され、以後全国各県に「度量衡検定所」が設置されました。

本県の計量行政における沿革は次のとおりです。

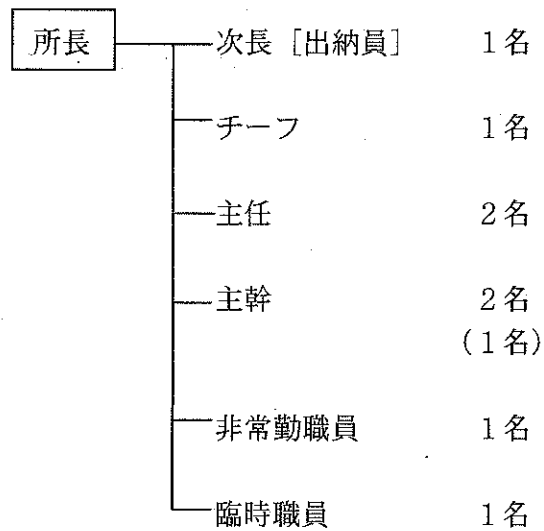
年 月	事 項
明治27年	県庁構内に高知県度量衡常置検定所を設置
大正7年	県庁改築に伴い、検定所も構内に改築
昭和20年 7月	県庁戦災にて焼失のため、工業試験場内に移転
昭和23年12月	県庁新築に伴い、県庁構内に移転
昭和27年 3月	計量法施行に伴い、高知県計量検定所と改称
昭和38年 1月	工業試験場新築に伴い、県庁構内から移転
平成2年 4月	工業技術センターと共に現在地に新築移転

### 3 機構及び組織 (平成28年度)

( 機 構 )



( 組 織 )



総 数 9名

※ ( ) 内人数は指定製造事業者の指定に関する検査員の有資格者  
(指定製造事業者審査教習を受講した職員)

## 4 歳入・歳出

### (1) 歳入実績 (計量関係手数料等収入)

年 度 項 目	平成27年度予算額		平成27年度決算見込み額		平成28年度予算額	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	千円	件	円	件	千円
指定製造事業者の指定検査						
計量事業証明の登録						
計量登録証訂正						
計量登録証再交付						
計量登録簿謄本交付						
適正計量管理事業所の指定						
計量指定検査						
検 定	899	1,905	790	1,638,540	1,074	2,149
装 置 検 査	1,416	992	1,391	973,700	1,300	910
基 準 器 検 査	271	395	423	319,410	315	295
計 量 証 明 検 査	19	518	15	405,600	20	494
定 期 検 査	3,006	1,771	2,884	1,871,900	3,200	1,856
所 在 場 所 検 査	461	880	384	842,710	590	1,043
小 計	6,072	6,461	5,887	6,051,860	6,499	6,747
出張検定等旅費納付金		374		408,592		496
労働保険料		10		8,843		18
証明事務手数料		9		7,140		10
過年度収入				5,710		0
合 計	6,072	6,854	5,887	6,482,145	6,499	7,271

## (2) 歳出実績

単位：千円

目	節	平成27年度予算額	平成27年度決算見込み額	平成28年度予算額
(1)	報酬	1,814	1,814	1,836
(4)	共済費	605	519	910
(7)	賃金	2,083	1,770	4,091
(8)	報償費	238	185	276
(9)	旅費	2,049	1,529	2,815
(11)	需用費	2,458	2,282	2,708
(12)	役務費	769	444	906
(13)	委託料	9	4	12
(14)	使用料及び賃借料	86	52	52
(18)	備品購入費	900	763	0
(19)	負担金補助及び交付金	86	53	125
(23)	償還金利子及び割引料	6	6	0
(27)	公課費	23	23	31
合計		11,126	9,444	13,762

※ 歳出実績には人件費は含まれない

## II 業務の概要

計量は、物造りから流通、消費に至るまでの産業・経済活動や研究・開発・教育・医療など、私たちの生活全般に深く関与しています。

計量を社会・経済の基本的なシステムとして統一したものが計量制度であり、計量法により規定されています。

計量検定所は、計量法に基づき、適正な計量の実施を確保するために各種特定計量器の検定・検査や計量関係事業の登録、届出などの事務を行っています。

### 1 計量関係事業の届出・登録及び指定

計量関係の事業を行おうとするときは、事業の種別に応じて、経済産業大臣や都道府県知事（以下「知事」という。）への届出又は登録が義務付けられています。

#### (1) 製造事業の届出（計量法第40条）

特定計量器の製造事業を行おうとするときは、製造する特定計量器の検査のための器具、機械等（基準器）を備えて、あらかじめ、知事を経由して（電気計器を除く。）経済産業大臣に届け出なければなりません。

#### (2) 指定製造事業者の指定（計量法第90条）

届出製造事業者は、申請により知事又は日本電気計器検定所が行う検査を受け、品質管理の方法が基準に適合すると認められるときは、経済産業大臣の指定を受けることができます。

指定製造事業者が、指定された工場等で製造した型式承認を受けている特定計量器は、指定製造事業者の自主検査により、検定証印に代わる表示（基準適合証印）を付すことができ、検定は免除されます。

#### (3) 修理事業の届出（計量法第46条）

特定計量器の修理の事業を行おうとするときは、修理をする特定計量器の検査のための器具、機械等（基準器）を備えて、あらかじめ、知事（電気計器は経済産業大臣）に届け出なければなりません。

#### (4) 販売事業の届出（計量法第51条）

特定計量器のうち質量計（非自動はかり（家庭用を除く。）、分銅及びおもり）の販売事業を行おうとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければなりません。

#### (5) 計量証明事業の登録（計量法第107条）

計量証明事業を行おうとするときは、事業に必要な特定計量器その他の器具、機械等を備え、事業の区分に応じた資格を有する者（計量士又は省令で定める知識経験を有する者。）を事業に従事させて知事の登録を受けなければなりません。

なお、計量証明事業は、一般計量証明（長さ、質量、面積、体積、熱量）と環境計量証明（濃度、音圧レベル、振動加速度レベル）に区分されています。



(6) 特定計量証明事業者の認定（計量法第121条の2）

環境計量証明事業のうち、極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を要する計量証明（大気、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度の計量証明）の事業を行おうとするときは、経済産業大臣が指定した特定計量証明認定機関の認定を受けた後、知事の登録を受ける必要があります。

また、この認定は3年ごとに更新しなければ効力を失います。

(7) 適正計量管理事業所の指定（計量法第127条）

適正な計量管理を行おうとする事業者は、申請に基づき計量士の設置や計量管理の方法が基準に適合するときは、適正計量管理事業所の指定を受けることができます。

ア 国の事業所・・・経済産業大臣の指定

大臣宛の申請書を知事（高知市の区域は市長。）に提出します。  
知事（高知市の区域は市長。）は、検査の書類を添えて、経済産業大臣に提出します。

イ 国以外の事業所・・・知事の指定

（高知市以外の区域の事業者）

申請書を知事に提出し、知事の行う検査に適合すれば指定されます。

（高知市の区域の事業者）

知事宛の申請書を市長に提出します。

市長は申請書に検査の書類を添えて知事に提出し、適合すれば指定されます。

適正計量管理事業所は、事業所内で計量士による定期的な自主検査を行うことにより、知事（高知市の区域は市長。）が行う定期検査が免除されます。

※ 特定市

高知市は計量法の規定による特定市であり、法定受託事務とされている区域内の適正計量管理事業所に関する事務を行います。

## 2 計量関係事業者

(1) 製造及び修理事業者数 (県外業者で本県に徒たる事業所のあるものを含む。)

事業の区分	指定製造事業者	届出製造事業者	届出修理事業者
タクシメーター	0	0	4 (4)
質量計	0	2 (1)	12 (7)
分銅等	0	0	1 (1)
自重計	0	0	8 (8)
水道メーター	1 (1)	2 (2)	0
温水メーター	0	0	0
燃料油メーター	0	13 (3)	5 (2)
濃度計	0	0	3 (1)
計	1 (1)	17 (6)	33 (23)

( ) は事業の区分による事業者重複を除いた実数

(2) 販売事業者数

届出事業者	届出店舗
160	296

(3) 計量証明事業者数

事業の区分		登録者数
一般計量証明	質量に係る計量証明事業	14 [8] ※1
環境計量証明	濃度	8
	音圧レベル	4
	振動加速度レベル	4
	小計	16 (8) ※2
合計		30

※1 [ ] は事業所毎に登録を要するため実事業者数

※2 ( ) は事業の区分毎に登録を要するため実事業者数

(4) 適正計量管理事業所数

指定区分	区域区分	高知市の区域	その他の区域	計
	業種			
経済産業大臣	-	-	-	-
知事	郵便	57	266	323
	鉱工業・製造業	4	1	5
	運輸業	2	0	2
	小売業	5	6	11
	その他	0	0	0
	計	68	273	341
合計	計	68	273	341

※経済産業大臣指定の事業所はなし。

### 3 検 定 等

取引・証明に使用される特定計量器は、その特定計量器の区分により経済産業大臣、知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関が実施する検定に合格し、検定証印（タクシメーターは装置検査証印。）が付されたものか、指定製造事業者が製造し、基準適合証印が付されたものでなければ使用できません。

また、特定計量器によっては、検定等の有効期間が定められており、この期間を経過したものは、改めて検定等に合格しなければ使用できません。（計量法第16条）

#### (1) 検定証印等の有効期間のある特定計量器

特 定 計 量 器 の 種 類	有 効 期 間
タクシメーター	1年
水道メーター	8年
温水メーター	8年
燃料油メーター	
イ 自動車等燃料油メーター	7年
ロ 前記イ以外のもの	5年
液化石油ガスメーター	4年
ガスメーター	
イ 都市ガス用（使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの。）	10年
ロ 石油ガス用（使用最大流量が6立方メートル毎時以下のもの。）	10年
ハ 前記イ、ロ以外のもの及び前金式のもの	7年
積算熱量計	8年
最大需要電力計	
イ 電子式のもの	7年
ロ 前記イ以外のもの	5年
電力量計	
イ 定格電圧が300ボルト以下（変成器とともに使用されるもの及びロ(2)のものを除く。）	10年
ロ 定格電圧が300ボルト以下の電力量計のうち、次のもの	7年
(ア) 定格1次電流が120アンペア以下の変流器とともに使用されるもの （定格1次電圧が300ボルトを超える変圧器とともに使用されるものを除く。）	
(イ) 定格電流が20アンペア又は60アンペアのもの	
(ウ) 電子式のもの	
ハ 前記イ、ロ以外のもの	5年
無効電力量計	
イ 電子式のもの	7年
ロ 前記イ以外のもの	5年
照度計	2年
騒音計	5年
振動レベル計	6年
濃度計	
イ ガラス電極式水素イオン濃度検出器	2年
ロ ガラス電極式水素イオン濃度指示計	6年
ハ 前記イ、ロ及び酒精度浮ひよう以外のもの	8年

## (2) 平成27年度の検定等実績

特定計量器の種類		検 定 数			不 合 格 数			
		製造・ 輸入品	修理・使 用中品	計	製造・ 輸入品	修理・使 用中品	計	
タクシメーター	装 置	0	1,391	1,391	0	12	12	
	頭 部	0	0	0	0	0	0	
	計	0	1,391	1,391	0	12	12	
体 積	燃料油メーター	自動車等	0	625	625	0	1	1
		小型車載	0	111	111	0	0	0
		大型車載	0	14	14	0	0	0
		簡 易	0	8	8	0	0	0
		定 置	0	1	1	0	0	0
		小 計	0	759	759	0	1	1
計	液化石油ガスメーター		0	7	7	0	0	0
	水道メーター		0	0	0	0	0	0
	小 計		0	766	766	0	1	1
質 量 計	電気抵抗線式はかり		0	13	13	0	0	0
	音叉振動式はかり		0	0	0	0	0	0
	手動天びん		0	0	0	0	0	0
	手動指示併用はかり		0	0	0	0	0	0
	ばね式指示はかり		0	0	0	0	0	0
	小 計		0	13	13	0	0	0
アネロイド型圧力計		0	11	11	0	0	0	
合 計		0	2,181	2,181	0	13	13	

## (3) 検定等実績の推移

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
タクシメーター	1,705	1,582	1,538	1,400	1,391
燃料油メーター	472	222	524	596	759
液化石油ガスメーター	3	22	19	5	7
水道メーター	0	0	0	0	0
質 量 計	15	16	12	8	13
圧 力 計	9	11	14	15	11
合 計	2,204	1,853	2,107	2,024	2,181

#### 4 基準器検査（計量法第102条）

基準器は、特定計量器の検定や検査の基準として用いられるほか、届出製造・修理事業者及び適正計量管理事業所において特定計量器の検査の基準として使用されています。

この基準器の検査は、適正な計量の基準を確保するために高い精度が要求され、種類に応じて、経済産業大臣、知事又は日本電気計器検定所が行うこととなっています。

##### (1) 知事が行う基準器検査（施行令第25条・基準器検査規則第21条）

基準器の種類		有効期間
タクシメーター装置検査用基準器		4年
ひょう量が2トン以下の基準手動天びん又は基準直示天びんで目量又は感量がひょう量の4,000分の1以下のもの		3年
ひょう量が5トン以下の基準台手動はかりで目量又は感量が2万分の1以上のもの		3年
1級基準分銅・2級基準分銅・3級基準分銅	鋳鉄製・軟鋼製	1年
	上記以外	5年
基準ガスメーター (計量室の1回転の体積が20リットル以下の湿式のもの)		2年
液体メーター用基準タンク(1,000リットル未満の水道・温水メーター又は積算熱量計の検査用)	ステンレス製	8年
	上記以外	5年
液体メーター用基準タンク(25リットル以下の燃料油メーターの検査用)		5年

##### (2) 基準器検査実績

区分	平成26年度		平成27年度	
	検査台数	不合格数	検査台数	不合格数
タクシメーター装置検査用基準器	5	0	1	0
基準台手動はかり	0	0	0	0
1級基準分銅	27	1	31	0
2級基準分銅	314	0	185	0
3級基準分銅	235	1	205	0
液体メーター用基準タンク	5	0	1	0
計	586	2	423	0

#### 5 実用基準分銅の検査及び調整

(特定計量器検定検査規則第205条第2項・基準器検査規則第93条第2項)

基準分銅と同等以上の精度に調整され、一定の構造条件を満たした分銅を実用基準分銅といい、基準分銅と同様に検定や検査業務に使用しています。

実用基準分銅の管理については、高知県質量標準管理マニュアルに基づき、定期的に検査をし、調整を行っています。

## 6 計量証明検査（計量法第116条）

計量証明に使用する特定計量器は、事業登録を受けた日から特定計量器ごとに定められた期間ごとに、知事が行う検査を受けなければなりません。

なお、知事が行う計量証明検査に代えて計量士による検査（代検査）を受けることもできます。

### （1）計量証明検査の対象となる特定計量器と定められた期間（施行令第29条）

特 定 計 量 器	検査を受けるべき期間
非自動はかり、分銅及びおもり	2 年
皮革面積計	1 年
ボンベ型熱量計	5 年
騒音計	3 年
振動レベル計	3 年
濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮ひょうを除く。）	3 年

### （2）計量証明検査実績

特定計量器の種類	平成26年度		平成27年度	
	県 実 施	代 検 査	県 実 施	代 検 査
質 量 計	6	0	7	0
皮革面積計	0	0	0	0
騒 音 計	4	0	3	0
振動レベル計	5	0	2	0
濃 度 計	3	0	3	0
計	18	0	15	0

## 7 定期検査（計量法第19条）

取引又は証明に使用されている質量計（はかり、分銅、おもり）は、その精度を保持し計量取引の適正を図るため、2年に1回の知事（高知市の区域は市長。）による定期検査が義務づけられています（計量証明事業に使用するものを除く。）。

検査は、日時・場所を指定して行う指定場所検査を基本としていますが、運搬が著しく困難である場合などは、その計量器の所在の場所で行います。

なお、知事や高知市長が行う定期検査に代えて計量士による検査（代検査）を受けることもできます。

### （1）平成27年度定期検査実績

	検査日数	検査員数	検査戸数	検査器物数	不合格器数
指定場所検査	35	147	1,093	2,884	63
所在場所検査	29	85	62	384	13
県検査計	64	232	1,155	3,268	76
計量士代検査	—	—	224	893	21
合計	—	—	1,379	4,161	97

※検査員数は延べ人数で記載

検査日数、検査員数は所への持込及び再検査を含まない。

指定場所検査には所への持込及び再検査の検査戸数及び器物数を含む。

### （2）検査実績の推移

	指定場所検査		所在場所検査		計量士代検査		合計	
	戸数	器数	戸数	器数	戸数	器数	戸数	器数
23年度	1,256	3,332	74	313	244	1,020	1,574	4,665
24年度	1,075	2,769	111	471	297	1,199	1,483	4,439
25年度	1,134	3,078	66	357	232	975	1,432	4,410
26年度	1,008	2,564	107	599	279	1,030	1,394	4,193
27年度	1,093	2,884	62	384	224	893	1,379	4,161

## (3) 平成27年度質量計種類別検査実績

	県検査		計量士代検査		合計	
	検査器物数	不合格数	検査器物数	不合格数	検査器物数	不合格数
棒はかり	6	0	0	0	6	0
手動天びん	5	0	0	0	5	0
皿手動はかり(等比)	2	0	0	0	2	0
〃(不等比)	15	0	2	0	17	0
台手動はかり	109	1	8	0	117	1
手動指示併用はかり	21	2	0	0	21	2
ばね式指示(直線目盛)	19	0	0	0	19	0
ばね式指示はかり	1,389	37	257	9	1,646	46
振り子式指示はかり	1	0	2	0	3	0
光電式はかり(ばね式)	1	0	0	0	1	0
電気抵抗線式はかり	799	34	563	10	1,362	44
誘電式はかり	5	0	15	2	20	2
電磁式はかり	31	1	3	0	34	1
その他の電気式はかり	74	1	3	0	77	1
小計	2,477	76	853	21	3,330	97
定量おもり	6	0	0	0	6	0
分銅	179	0	0	0	179	0
定量増おもり	606	0	40	0	646	0
小計	791	0	40	0	831	0
合計	3,268	76	893	21	4,161	97

## (4) トラックスケールの検査推移

	県検査		計量士代検査		合計	
	検査戸数	検査台数	検査戸数	検査台数	検査戸数	検査台数
23年度	23	23	43	43	66	66
24年度	35	35	57	57	92	92
25年度	25	27	39	41	64	68
26年度	35	35	48	48	83	83
27年度	23	25	42	45	65	70



(5) 定期検査の実施地域割

[平成26年度実施地域(22市町村)]

市 部	室戸市・安芸市・南国市・須崎市
安芸郡	東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村
長岡郡	本山町・大豊町
土佐郡	土佐町・大川村
高岡郡	中土佐町・佐川町・越知町・梶原町・日高村・津野町・四万十町

[平成27年度実施地域(11市町村)]

市 部	土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市
吾川郡	いの町・仁淀川町
幡多郡	黒潮町・大月町・三原村

8 立入検査等

公正な取引を確保し、秩序ある社会経済活動を維持することは、県民が安心して生活するうえで重要です。

当検定所では、適正な計量の実施による経済的な取引への信頼を確保するため、必要な限度において計量関係事業所への立入検査を行っています。

(1) 立入検査実績

	事業者数	検査件数	不合格件数	備 考
燃料油メーター	8	30	0	須崎市、四万十町
液化石油ガス	3	3	0	須崎市、四万十町
食料品量目	39	1,929	19	土佐市、宿毛市、土佐清水市 四万十市、香南市、香美市 いの町、大月町、黒潮町

## (2) 水道メーター及び家庭用ガスメーター調査実績

水道メーターの適正指導については、平成4年度から各市町村に協力を依頼し、年1回取り替え状況等の報告を求め、取り替えが遅れている市町村については取り替え指導を行っています。

また、家庭用ガスメーターの適正指導については、平成6年度から3年の周期で各販売事業者を対象として聞き取り調査を実施しており、取り替えが遅れている販売事業者に対しては取り替え指導を行っています。

### 1 水道メーター調査実績

	総取付数	取替数	未取替数	未済率 (%)
23年度	184,993	18,256	5,946	3.2
24年度	187,375	20,876	4,651	2.5
25年度	185,549	29,003	1,349	0.7
26年度	185,066	20,432	1,081	0.6
27年度	185,509	27,277	2,018	1.1

### 2 家庭用ガスメーター調査実績

	総取付数	取替数	未取替数	未済率 (%)
23年度	47,597	46,955	642	1.3
24年度	39,244	38,666	578	1.5
25年度	42,242	41,986	256	0.6
26年度	41,482	41,255	227	0.5
27年度	35,003	—	295	0.8

## 9 適正計量の普及啓発

適正な計量が、秩序ある経済活動を維持し、安心して生活できる社会を支えていることを広く県民に理解してもらうために、市町村や計量関係団体の協力も得て、以下のことを実施しています。

(1) 市町村及び計量関係の事業所へ啓発用ポスターを掲示

(2) 小・中学生を対象とした計量に関する図画の募集を行い、優秀な作品を表彰

- ・ 応募総数 13校 318点
- ・ 高知県知事賞 1名
- ・ 高知市長賞 1名
- ・ 高知県計量協会会長賞 1名
- ・ 特選・入選 各5名

各入賞作品は、県庁ロビーに展示公開

(3) 一日計量指導員による計量現場の見学と各種食料品の量目検査の実施

消費者6名に一日計量指導員を委嘱し、事業所の計量現場の見学と各種食料品の量目検査を行い、計量について消費者、事業者及び行政を交えて意見交換を実施しました。

- ・ 実施日 : 11月9日(金)
- ・ 場所 : イオンリテール株式会社 イオン高知旭町店

(4) その他

計量月間中（11月）には、横断幕の掲示や業務車両への啓発用マグネットの貼付などによる啓発を実施しました。